平成２４年（フ）第２３３号
千葉県船橋市湊町１丁目８番５号
債務者　杉山　恵子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２７３号
千葉県船橋市高根台２－１－３　オネスティ高根台８番館501、住民票上の住所千葉県習志野市実籾３丁目24番32号　グリーンシティＳＡＫＵＲＡⅠ102号
債務者　加藤　義久
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３０５号
千葉県市原市大厩1800番地77
債務者　石岡　澄恵
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３４０号
千葉県市原市姉崎1125番地　ルミエール姉崎Ｂ―102
債務者　山口　　剛
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３４９号
千葉県市川市大和田３丁目２番６号　コスモハイツ201号
債務者　高橋　三枝
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３５９号
千葉市花見川区幕張本郷３－５―15―603、住民票上の住所千葉県習志野市大久保３丁目13番１―1202号
債務者　緑川　広宣
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３６５号
千葉市花見川区さつきが丘１―29―８―407、住民票上の住所千葉県習志野市東習志野５丁目30番４―302号
債務者　池上　雅之
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２５号
静岡県伊豆市大平1213番地の１　山田元康方
債務者　山田　美樹
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
静岡県御殿場市大坂284番地の25　Ｍ―ＢＳ御殿場弐番館209、前住所静岡県富士市宮島302番地の17
債務者　遠藤　公久
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
静岡県駿東郡長泉町下長窪56番地の１　下山ビルあまだ106号
債務者　吉岡　研三
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第７８５号
名古屋市北区上飯田南町２丁目43番地　アネックスＡ206号
債務者　木本　君江
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７８９号
名古屋市港区正徳町６丁目35番地の１　メゾンアンジュレＡ棟201号
債務者　千葉　文子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５７号
岡山県津山市皿156番地４
債務者　角屋　光義
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１１０号
鹿児島県西之表市鴨女町54番地　市住32―01
債務者　烏帽子和子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目７番８―402号
債務者　井上　慎一
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
鹿児島県鹿児島市坂之上３丁目１番12号　トミーハイツ201号
債務者　徳留　恭子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
鹿児島県鹿児島市小川町17番10号　メゾン中熊505号
債務者　真邉　隆子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係